

西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月6日

西条市

1 目的

環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に、本市の脱炭素計画「ゼロカーボンシティ西条の実現に向けた重点対策加速化事業」が採択されたことを受け、令和7年度から令和12年度までの6年間、市全体の脱炭素化に向けた各種施策に取り組むこととしている。

そのなかでも、令和8年度より、個人・事業者を対象とした太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助事業を実施する。本業務では、同補助事業を広く効果的に市民等に周知するため、相談会の実施や啓発チラシの作成等を委託する。

事業者の選定に当たり、経験と知識を有する事業者から提案された企画等を、一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務の名称

西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務

3 実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）まで

4 実施内容

公募により提案書等の提出を求めるものとする。審査を経た上で、本事業を委託するに最もふさわしい提案者を1者選定する。

(1) 審査

提出された提案書等を基に、西条市（西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。））により、書面審査を実施し、別途定める基準に基づいて、得点の総計が最も高い提案をしたものを委託契約候補事業者として選定する。

(2) 審査結果

審査結果は、後日、全ての提案者に書面により通知する。上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（西条市執務時間規則（平成16年西条市規則第1号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長（環境政策課）に対して説明を求めることができる。なお、説明請求の受付時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 事業費額

(1) 事業費の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

1, 598, 058円

事業費の上限額は、あくまでも事業の規模範囲を示すものであり、予定価格ではない。

6 実施手順・スケジュール

項目	期間等
公示日	令和8年4月6日（月）
提案書提出期間	令和8年4月6日（月）から 令和8年4月21日（火）まで 受付時間…8：30～17：15（土・日・祝祭日を除く。）
質問受付期間	令和8年4月6日（月）から 令和8年4月17日（金）まで
審査日（予定）	令和8年4月24日（金）

7 質疑応答

(1) 問合せ方法 電子メールでの問合せのみとする。

(2) 送信先 kankyoseisaku@saijo-city.jp

(3) 件名 【質問】西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務（事業者名）

(4) 回答方法 2営業日以内に担当者からメールにて返信・回答する。

(5) 注意事項

ア 電子メールで質問を行った者は、担当者まで質問を行った旨を連絡すること。

イ 返信・回答がない場合は、担当者に電話で問い合わせること。

8 提案書類

(1) 提案書類の内容は下記のとおりとし、A列4判・両面印刷、ページ番号、目次を付し、左側1か所をホチキスで止めて提出すること。A列4判用紙（A3判折込は可）のみとし、表装等はしないこと。

番号	書類名	摘要	提出部数
1	提案書兼参加表明書 (表紙)	様式第1号	正本1部、PDFデータ
2	事業者概要書	様式第2号	〃
3	業務実施体制調書	様式第3号	〃
4	見積書	様式第4号	〃

	(内訳書含む。)		
5	企画提案書	任意様式	//

(2) 企画提案書（任意様式）について

明瞭簡潔な企画書とし、仕様書に記載している業務内容を踏まえ、次の項目別に提案事項を明示すること。

提案項目	提案事項
1 業務の基本方針	・環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して実施する、本業務の目的、内容の理解及び実施方針
2 具体的内容	・個人向けの太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助事業について、市内イベント等において相談会を実施する ・LOVE SAIJO プラットフォームアプリ「prairie（プレーリー）」等を活用した個人向け太陽光発電設備及び蓄電池導入補助事業のPRの実施。 ・啓発チラシ（個人・事業者向けの、太陽光発電設備及び蓄電池の補助事業）の作成及びフリーペーパー等への掲載
3 その他	・本業務に関する、その他実施可能なアイデア等

(3) 提出期限

令和8年4月21日（火）17時まで

(4) 提出方法

- ・担当者まで持参又は郵送とする。いずれも提出期限必着のこと。
- ・郵送の場合は、配達記録の残る方法で提出すること。

9 委託候補者の選定

(1) 審査基準

評価項目	評価事項	評価基準点
業務の基本方針について	・当業務の内容及び目的を十分に理解され、整合性が取れた計画となっているか。	10点
実施体制	・業務遂行に必要な人員及び事務局との協議に応じる体制が確保されているか。	10点

業務実績	・脱炭素社会の啓発等に関する、担当者の業務経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。	10点
実施スケジュール	・スケジュールが具体的に設定され、実現性、妥当性があるか。	10点
提案内容	市内イベント等で個人向けの太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助事業の相談会が実施できるようになっているか。	10点
	LOVE SAIJO プラットフォームアプリ「prairie (プレーリー)」を活用した個人向けの太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助事業のPRができるようになっているか。	10点
	啓発チラシ（個人・事業者向けの太陽光発電設備及び蓄電池の補助事業）の作成及びフリーペーパー等への掲載ができるようになっているか。	10点
	上記に追加して実施可能なアイデアを有しているか。	10点
	掲載内容 脱炭素社会の実現を意識した内容となっているか。	10点
見積額	・実務を実施するための金額として妥当か。	10点
合計		100点

10 参加資格（資格を失う要件）

次のいずれかに該当する場合は参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限までに提案書類が提出されなかった場合
- (2) 提案価格が上限額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 事業の実施に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許又は指定、登録を受けていない場合
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

- (7) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）による入札参加資格停止措置を受けている場合
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

1.1 契約事項

- (1) 西条市会計規則（平成16年西条市規則第41号）及び西条市契約規則（平成16年西条市規則第44号）に基づくものとする。
- (2) 契約保証金は徴収しない。
- (3) 特定した事業者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を特定した事業者とし、契約内容について協議を行った上で、契約を締結する。

1.2 その他

- (1) 本件に参加するために必要な費用は、全額参加業者の負担とする。
- (2) 選定に係る資料は、全て非公開とする。
- (3) 提出書類は原則として日本語を用いることとするが、外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈（訳文等）を付記すること。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 本市から提案書類に対して質問があった場合は、質問に対する回答を2日以内（休日を含まない。）に電子メールにて返信すること。
- (8) 本業務は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付決定を前提としており、交付決定の内容によっては、今後、本業務内容等が変更になる場合があることに留意すること。

<本件担当・提出先>

西条市環境部環境政策課

カーボンニュートラル推進係 担当：高橋

TEL：0897-52-1382(内線 2443)

E-Mail：kankyoseisaku@saijo-city.jp